

## 高等教育の修学支援新制度をご利用の方へ

① 在学生（継続申請者）

### (1) 学費納入方法について

本制度の支援対象者の方々におかれましては、学費の納入方法を、「分納」にてご案内いたします。

本制度は、適格認定が年に2回行われます。

3月に行われる適格認定（学業成績等）では、大学にて学業成績や学修意欲等に基づき次年度の継続可否を判定します。

10月に行われる適格認定（家計）では、日本学生支援機構（JASSO）にて生計維持者と奨学生本人の経済状況に基づき支援区分の見直しが行われます。

適格認定の判定結果によっては、授業料の減免額もそれに応じて変更が生じる可能性があります。

そのため、学費振込用紙は、適格認定判定後のご案内となります。何卒ご理解を賜りますようお願いいたします。

### (2) 振込用紙の送付及び納入期間について

令和8年度継続申請の手続きを行われた方は、適格認定（学業成績等）の判定結果によって送付日程・納入期限日が異なります。つきましては、下表をご確認ください。

判定結果 振込用紙 種類	『継続』『警告』『停止』の場合		『廃止』の場合	
	送付日（予定）	納入期限日	送付日（予定）	納入期限日
分納1期	令和8年4月24日 適格認定（学業成績等） 判定結果に基づく 振込用紙 （2種類：分納1期・2期）	令和8年5月15日	令和8年4月24日 正規金額の振込用紙 （2種類：完納・分納1期）	令和8年5月15日
分納2期		令和8年7月15日		令和8年6月19日
分納3期	令和8年10月23日 適格認定（家計）判定 結果に基づく振込用紙 （2種類：分納3期・4期）	令和8年11月6日	分納を選択された場合 令和8年5月26日 正規金額の振込用紙 （3種類：分納2・3・4期）	令和8年9月18日
分納4期		令和8年11月20日		令和8年11月20日

#### 【取扱窓口】

高等教育の修学支援新制度に関する手続きについて：学生生活課（神田・生田）

授業料の納付について：経理課（神田・生田）